○那珂川町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成17年10月1日 告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境を保全するため、浄化槽設置整備補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那珂川町補助金等交付規則(平成17年那珂川町規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示134·全改)

(定義)

- 第2条 この告示において用いる用語の意義は、次に掲げるところによる。
 - (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg/リットル(日間平均値)以下で法第4条第1項に規定する構造基準に適合するもの。
 - (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住 の用に供する建物をいう。
 - (3) 自治公民館 行政区又は集落を単位とし、自治活動の拠点として集会の用に供する建物をいう。
 - (4) 対象区域 那珂川町行政区域で、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域を除く全域。ただし、下水道等計画区域内で供用開始前に浄化槽を設置する場合は、供用が開始されるまでの間、対象区域と見なす。
 - (5) 合併転換 町内の賃貸住宅を除く専用住宅で浄化槽を使用していた者が、 分家をせずに対象区域内間に転居し、新築家屋に浄化槽を設置すること。又は災 害に伴う場合を除き、既設浄化槽を更新すること。

(平25告示134・令元告示89・一部改正)

(補助金の交付)

第3条 町は、対象区域内において専用住宅又は自治公民館に処理対象人員50人以 下の浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金は交付しない。
 - (1) 法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律 第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに設置する者
 - (2) 土地を借りている者で、賃借人の承諾が得られない者
 - (3) 他の補助金を受ける場合。
 - (4) 那珂川町に住所を有しない者。ただし、住宅完成後速やかに住所を移す者は、この限りでない。
 - (5) 町税等を滞納している者
 - (6) 販売又は賃貸の目的とした専用住宅に設置する者 (平22告示140・平25告示134・一部改正)

(補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額で別表に定める額を 限度とする。

(平25告示134・令元告示89・一部改正)

(補助金交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
 - (2) 設置場所の案内図及び配管経路を記載した建物の平面図
 - (3) 工事請負契約書及び見積書の写し
 - (4) 浄化槽の構造図
 - (5) 登録証、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録証
 - (6) 環境保全に関する誓約書の写し
 - (7) 工事監督をする者の浄化槽設備士免状の写し
 - (8) 工事監督をする者が昭和62年度以前に浄化槽設備士免状を取得している場合は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
 - (9) 完納証明書

- (10) 土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) その他町長が必要と認める書類

(平22告示140・令元告示89・一部改正)

(交付の決定及び通知書類)

- 第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容 を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付することに決定した者に対して交付決定 通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては不交付決定通知 書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、補助金交付決定を受けたのちに補助金申請内容を変更する場合又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けるものとする。

(実績報告書)

- 第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに浄化槽設置整備事業費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し(自ら浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができる証明書類)
 - (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (3) 浄化槽設置の工事写真
 - (4) 施工状況のチェックリスト
 - (5) 領収書の写し
 - (6) 浄化槽使用開始報告書の写し
 - (7) その他町長が必要と認める書類 (平22告示140・平25告示134・一部改正)

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、その結果交付決 定の内容及びこれに付した条件が適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定 した補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに補助対象者に通知する。

(平22告示140·一部改正)

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、浄化槽設置整備事業費 補助金交付請求書(様式第7号)により、補助対象者の請求に基づき補助金を交付 する。

(平25告示134·一部改正)

(補助金交付の取消し)

- 第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の 交付の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金を偽り又はその他不正の手段により受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(平22告示140·一部改正)

(補助金の返環)

第12条 町長は、補助金を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し既に交付されている時は、その返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工 の現場において確認する。

(平25告示134·一部改正)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の馬頭町合併処理浄化槽設置整備事業 費補助金交付要綱(平成元年3月20日馬頭町告示第59号)又は小川町合併処理 浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成9年小川町告示第70号)の規定によ りなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたもの とみなす。

附 則(平成19年2月16日訓令第3号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

改正文(平成19年3月20日告示第221号)抄 平成19年4月1日から適用する。

改正文(平成20年2月19日告示第138号)抄 平成20年4月1日から適用する。

改正文(平成22年3月11日告示第140号) 抄 平成22年4月1日から適用する。

改正文(平成25年3月15日告示第134号) 抄 平成25年4月1日から適用する。

改正文(令和元年12月18日告示第89号)抄 令和2年4月1日から適用する。

改正文(令和4年8月19日告示第41号)抄 公布の日から適用する。

改正文(令和6年3月29日告示第223号)抄 令和6年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

(令元告示89・全改)

人槽区分	限度額						
	合併転換	合併転換以外					
5人槽	110,000円	332,000円					
6人~7人槽	138,000円	414,000円					
8人~50人槽	182,000円	548,000円					

様式第1号(第5条関係) その1

年 月 日

那珂川町長 様

住 所 申請者 氏 名 (自署又は記名押印)

補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので那珂川町浄化槽設置整備事業費補助金交付 要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交	付	申	請	額		金								円		
設	置		場	所		那珂	川町									
住	宅	所	有	者	1	本	人	2	共	有	(人)	3	その他		
事	業工	期	(予	定)					年		月	日	~	年	Į.	日日

※添付書類

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図及び配管経路を記載した建物の平面図
- ③工事請負契約書及び見積書の写し
- ④浄化槽の構造図
- ⑤登録証、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録証
- ⑥環境保全に関する誓約書の写し
- ⑦工事監督をする者の浄化槽設備士免状の写し
- ⑧工事監督をする者が、昭和62年度以前に浄化槽設備士免状を取得している場合は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
- ⑨完納証明書
- ⑩土地を借りている者は、賃借人の承諾書
- ⑪その他町長が必要と認める書類

その2 事業計画書 設 置 場 所 那珂川町 処理施設净化槽 工 事 費 円 住宅区分 新築 既存 (利用人員 人、延べ面積 専 用 併 用 共 同 対 象 住 宅 完成 着工 工 事 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日 側 溝 その他() 有 放 流 先) 無 現在の状況(所 在 地 工 名 称 業者 代表者名 考 備

その3

収 支 予 算 書

1 収入の部

	科		目	(品名)		金	額	備	考
自		己		資	金		円		
町		補		助	金		円		
							円		
							円		
	合			i	+		円		

2 支出の部

科 目	(品名)	金	額	備	考
浄 化	槽		円		
掘 削 埋 房	三 工 事		円		
スラブコンク	リートエ		円		
配 管	工 事		円		
			円		
			円		
諸 経	費		円		
申 請 手	数料		円		
消費	税		円		
合	計		円		

3 補助金所要見込額

エ	事	費	人区		槽分	補見	助	金 込	所	要額	備
		円		人	槽					円	

様式第2号(第6条関係)

那珂川町指令 第 号

交付決定通知書

様

年 月 日付けで交付申請のあった 年度浄化槽設置整備事業費補助金について、那珂川町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、金円を交付します。

年 月 日

那珂川町長

様式第3号(第6条関係)

那珂川町指令 第 号

不交付決定通知書

様

年 月 日付けで交付申請のあった 年度浄化槽設置整備事業費補助金について、那珂川町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、不交付とします。

年 月 日

那珂川町長

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

那珂川町長 様

住 所 申請者 氏 名

(自署又は記名押印)

変更承認申請書

年度において、浄化槽の設置を変更したいので那珂川町浄化槽設置整備事業費補助 金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変	更交	付	申	請	額		金						円			
設	置		場		所	那	珂川	町								
住	宅	所	1	旨	者	1	本	人	2	共	有(人)	3	その	他	
事	業工	期	(¬	产症	₹)					年	月	日~		年	月	日

様式第5号(第8条、第9条関係)

年 月 日

那珂川町長 様

住 所

補助事業者

氏 名

(自署又は記名押印)

年度浄化槽設置整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け那珂川町指令 第 号で交付決定の通知があった浄化槽 設置整備事業が完了したので、那珂川町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第8条の規定 により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

※添付書類

- ① 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し(自ら浄化槽の保守点検又は清掃を 行う場合にあっては、自ら行うことができる証明書類)
- ② 浄化槽法定検査依頼書の写し
- ③ 浄化槽設置の工事写真
- ④ 施工状況のチェックリスト
- ⑤ 領収書の写し
- ⑥ 浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

那珂川町指令 第 号

様

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度浄化槽設置整備事業費補助金については、那珂川町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、交付額を金円に確定します。

年 月 日

那珂川町長

様式第7号(第10条関係)

その1

浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書

請求金額 金

円

年 月 日付け那珂川町指令 第 号で額の確定のあった、浄化槽設置整備 事業費補助金を那珂川町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係 書類を添えて上記のとおり請求します。

年 月 日

那珂川町長 様

住 所

補助事業者

氏 名 印

※添付書類

那珂川町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第10条に定めた書類

- ①交付決定通知の写し
- ②その他町長が必要と認める書類

その2

年 月 日

口座振替申請書

那珂川町会計管理者 様

住 所

申請者

氏 名

(自署又は記名押印)

那珂川町に対して浄化槽設置整備事業費補助金について、下記の金融機関預金口座へ、 口座振替により支払いを受けたいので、那珂川町会計規則第42条の規定により申請しま す。

記

金	融機	関	名	
\$	り	が	な	
П	座 名	義	人	
口	座	種	別	普通預金 • 当座預金
口	座	番	号	

※ 申請者名と口座名義は同一にお願いします。

様式第1号(第5条関係)

(平22告示140・平25告示134・令元告示89・令4告示41・令6告示223・一部改正)

様式第2号(第6条関係)

(平22告示140・平25告示134・一部改正)

様式第3号(第6条関係)

(平22告示140·平25告示134·一部改正)

様式第4号(第7条関係)

(令6告示223·全改)

様式第5号(第8条、第9条関係)

(令6告示223・全改)

様式第6号(第9条関係)

(平22告示140・平25告示134・一部改正)

様式第7号(第10条関係)

(平19告示221・平22告示140・平25告示134・令4告示41・ 令6告示223・一部改正)